

札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証

# 育児休業等助成金のご案内

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を応援します！

ステップ1  
以上



## 初めての育児休業を取得した男性従業員が出た企業 男性の育児休業取得助成金 10~30万円

支給条件:初めての育児休業を取得した男性従業員が出たこと。

✓育児休業開始日に雇用保険被保険者として雇用されていた男性従業員が勤務を要しない日を除いて5日以上※の育児休業を取得し、復帰後1か月を超えて継続雇用されていること

※育児休業を分割して取得する場合は合算可能

5日以上:10万円、10日以上:20万円、1か月以上:30万円

1企業につき、3人まで助成可能です。

予算  
拡充

ステップ2  
以上



育児休業取得者の代替要員を初めて雇用した企業

## 育児休業代替要員雇用助成金 最大60万円

支給条件:育児休業取得に伴い、企業として初めての代替要員を雇用したこと。

✓育児休業等開始日に雇用保険被保険者として雇用されていた従業員が育児休業を3か月以上取得し、復帰後1か月を超えて継続雇用されていること

✓代替要員は、育児休業取得者と同一の事業所および事務所で職務を代替し、所定労働時間が概ね同等であること

1企業につき、1回のみの助成です。

予算  
拡充

ステップ1  
以上



有給の「子の看護休暇」を規定した企業

## 「子の看護休暇」有給制度創設助成金 10万円

支給条件:企業として有給の「子の看護休暇制度」を規定し5回以上利用されたこと。

✓令和2年4月以降に新たに有給の「子の看護休暇」を就業規則に規定したこと

✓休暇取得者が、休暇取得後も継続雇用されていること

1企業につき、1回のみの助成です。

※各種助成金を受けるためには、

「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の「ステップ1もしくは2以上」の取得が必要です。

※助成金や認証制度について、詳しくは市公式ホームページでご確認ください。

**「育児休業取得助成金」は令和4年度をもって廃止いたしました。**

### 【育児休業等助成金について】

札幌市子ども未来局子ども企画課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 TEL 211-2982 FAX 211-2943

E-mail: [kodomo.jisedai@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.jisedai@city.sapporo.jp)

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/wlb-josei.html>

### 【認証制度について】

札幌市市民文化局男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階 TEL 211-2962 FAX 218-5164

E-mail: [danjo@city.sapporo.jp](mailto:danjo@city.sapporo.jp)

[http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/wlb\\_katsuyaku/wlbplus.html](http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/wlb_katsuyaku/wlbplus.html)

札幌市 育休等助成金

検索

SAPPORO



さっぽろ市

02-G01-22-2732

R4-2-1699